

一般廃棄物処分業許可証

住所 千葉県市川市田尻 2 丁目 1 1 番 2 5 号
 氏名 株式会社 市川環境エンジニアリング
 代表取締役 岩楯 保

複写禁止

本許可証は、原本の写しです。
 本許可証は、許可内容の参照以外の用途には使用できません。

株式会社市川環境エンジニアリング
 の許可を受けた者である

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 6 項の許可を受けた者であることを証する。

市川市長 田中 甲 印



許可の年月日	2024年 4月 1日		
許可の有効期限	2026年 3月31日		
取扱廃棄物の種類	一般廃棄物（ごみ）	専ら再生利用の目的となる一般廃棄物その他の資源物（ペットボトル）	専ら再生利用の目的となる一般廃棄物その他の資源物（ビン、缶）
処分の内容	中間処理（破碎・選別・造粒）	中間処理（圧縮）	中間処理（選別・圧縮）
施設の場所及び処理能力	市川市 加藤新田 2 1 2 番地 一時破碎 120 t/日 二次破碎 80 t/日 選別 120 t/日 造粒 80 t/日	市川市 田尻 2 丁目 1 1 番 2 5 号 ペットボトル圧縮 1.52 t/日	市川市 原木 3 0 0 9 番地 ビン選別 109.8 t/日 缶選別・圧縮 29.2 t/日
条件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 中間処理については、処理能力を超えて行わないこと。 2. 製品の保管には注意し、発熱等の対策を十分講じること。 3. 取扱廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散等がないよう措置を講じること。 4. ペットボトルについて、市川市内の事業所から排出されたものに限る。なお、市外から搬入する場合は有価物又は無償で回収したものに限る。 5. 残渣は適正に処理すること。 		
備考	<ol style="list-style-type: none"> 1. 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例」その他関係法令等を厳守すること。 2. 許可の申請に係る事項につき変更があるときは、市と事前に協議を行い、その指示に従うこと。 3. 事故等があった場合は、速やかにその状況を報告し、市の指示を受けること。 4. 当月分の一般廃棄物処理業務実績報告書は翌月 10 日までに市に提出すること。 5. その他、市係員の指示に従うこと。 <p>[当初許可年月 昭和 6 1 年 4 月]</p>		

この決定（この通知書に記載された処分）に不服があるときは、この決定（処分）があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市川市長に対して審査請求をすることができます。また、この決定（処分）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市川市を被告として（市川市長が被告の代表者となります。）、この決定（処分）の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、決定（処分）の取消しの訴えを提起することができます。